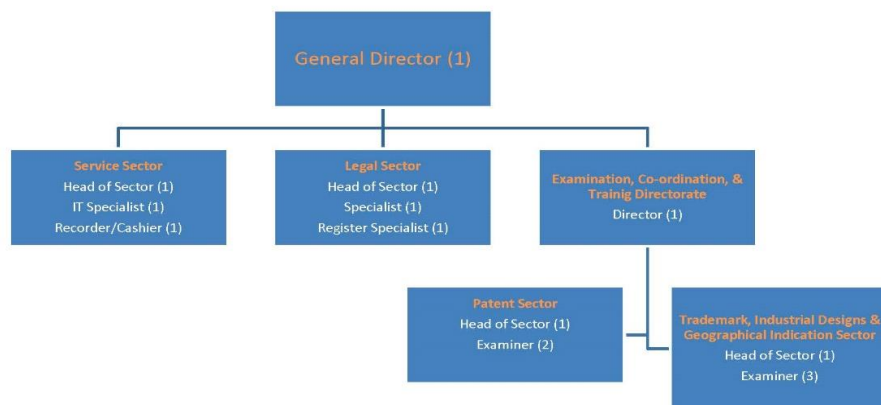


①国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)				
②名称	Ministry of Finances and Economy General Directorate of Industrial Property (GDIP)				
③所在地	Bulevardi "Zhan D' Ark" Prona nr. 33 ish-Shtëpia e Ushtarakëve Tirana Albania				
④連絡先	(電話) (355 42) 271 678		(FAX) (355 42)234 412		
	(E-mail) info@dppm.gov.al		(internet) www.dppi.gov.al		
	ledina.beqiraj@dppi.gov.al				
⑤組織の長	General Director: Ms. Rovena Beqiraj				
⑥沿革	<p>(1) アルバニアにおける知財制度は、1920年に制定され、同年4月16日に最初の商標が登録された。</p> <p>(2) 1994年4月に工業所有権法(法律No. 7819)が制定され、同年7月8日に施行された。この法律の施行により、特許、実用新案、意匠商標、原産地表示の登録が認められるようになった。</p> <p>(3) 2000年に、「アルバニア特許商標庁」が閣僚会議の下部組織として組織された。</p> <p>(4) 2006年に「アルバニア特許商標庁」は、経済、貿易及びエネルギー省の下部組織となった。</p> <p>(5) 最新の知財法は、2008年7月7日に法律No.9947が公布され、2008年11月1日から施行された。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、地理的表示、半導体の回路配置の保護、植物新種の保護				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1992/6/30	1994/3/6			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1995/10/4	2010/5/17	2001/6/26	2000/9/1
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
				2005/8/6	2002/5/20
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	2003/9/19		2007/3/19	2007/3/19	2019/5/8
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1995/10/4	2003/7/30	1995/10/4	2019/1/16	2003/9/19	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
2007/6/24	2019/1/16	2000/9/8			

①国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	5		24	21
		(内 外国出願)	1		1	4
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)			1	
	実用新案	全数	1	2	3	1
		(内 外国出願)	1		1	
	意匠	全数	197	169	198	152
		(内 外国出願)	197	148	152	135
		(内 日本から)	2	1	1	
	商標	全数	3,333	3,257	3,530	3,191
		(内 外国出願)	2,545	2,496	2,635	2,458
		(内 日本から)	31	37	42	45
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	2		2	4
		(内 外国出願)			1	
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数	1		1	1
		(内 外国出願)	1			
意匠	全数	194	154	151	159	
	(内 外国出願)	185	152	141	125	
	(内 日本から)	2	1			
商標	全数	3,616	3,834	3,690	3,556	
	(内 外国出願)	2,950	3,107	2,932	3,010	
	(内 日本から)	43	32	63	61	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>



①国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008年11月1日施行(2008年産業財産権法第9,947号)
	③地理的効力の範囲	アルバニア国内のみ (産業財産権法第3条(1))
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPO)加盟国 (産業財産権法第78条(1)) (アルバニアは、2010年5月1日にEPC条約加盟が発効)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (産業財産権法第12条、第13条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、アルバニアに居住し、大学を卒業しており、5年以上の実務経験があり、特許庁に登録している代理人を選任しなければならない。 (産業財産権法第197条(1))
	⑦出願言語	アルバニア語 (産業財産権法第18条(2))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (産業財産権法第40条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産権法第7条(4))
	⑩グレースピリオド*	有。情報の開示が次のケースの場合は、公表又は展示日から6月。 (1)出願人又は前権利者による公表 (2)出願人等から直接又は間接に知得した第三者による公表 (3)国際博覧会における展示 (産業財産権法第11条(1))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創作物 (3) 精神的行為、遊戯又は事業活動の計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (4) 情報の提供 ((1)~(4)は産業財産権法第5条(2)) (5) 公序良俗に反する発明 (6) 公衆の健康及び生命に害を与える恐れがある発明 (7) 人のクローンの方法 (8) 人の胚の遺伝子を改変する方法、動物の治療方法、等 (9) 工業条又は商業上の目的のために人の胚の利用 (10) 人又は動物に実質的な利益をもたらすことなく、動物に害を与えるおそれのある動物の遺伝子の改変方法 (11) 動植物の品種、及び動植物のを生産するための本質的に生物工学的的方法 (12) 種々の生育段階にある人体、及び配列を含む、人体の要素の発見動植物の (13) 人又は動物の治療方法、及び診断方法等 (14) 軍事目的の原子核変換により得られる物質 (5)以下は産業財産権法第6条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件、出願日付与要件、詳細な説明、クレーム及び要約の記載要件、単一性要件並びに優先権主張要件については審査する(産業財産権法第28条(1))が、不特許事由、新規性、進歩性及び産業上の利用性については審査しない(産業財産権法第28条(4))。また、指定審査機関の審査報告が必要である(産業財産権法第28条(4))。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後、速やかに公表される。この期間内に特許付与に至れば、特許された明細書も同時に公表される。 (産業財産権法第26条(1)(a)、(3))

①国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)																																															
⑩異議申立制度の有無	有。何人も、特許付与公告日から9月以内に異議を申立てることができる。 (産業財産権法第33条)																																															
⑪無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (産業財産権法第73条(1))																																															
⑫実施義務	有。登録から3年又は出願から4年の期間の経過後、実施が不十分のときは、強制実施権設定の対象となる。 (産業財産権法第50条(1))																																															
⑬費用 単位 ALL (アルバニア・レク)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 7,000 ALL(10クレームまで)</p> <p> 500 ALL(10超の各クレームにつき)</p> <p>登録料</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <table border="1" data-bbox="555 651 1481 887"> <tr> <td>1年次</td><td>4,000 ALL</td><td>8年次</td><td>14,000 ALL</td><td>15年次</td><td>32,000 ALL</td> </tr> <tr> <td>2年次</td><td>5,000 ALL</td><td>9年次</td><td>16,000 ALL</td><td>16年次</td><td>35,000 ALL</td> </tr> <tr> <td>3年次</td><td>8,000 ALL</td><td>10年次</td><td>20,000 ALL</td><td>17年次</td><td>37,000 ALL</td> </tr> <tr> <td>4年次</td><td>7,000 ALL</td><td>11年次</td><td>22,000 ALL</td><td>18年次</td><td>40,000 ALL</td> </tr> <tr> <td>5年次</td><td>8,000 ALL</td><td>12年次</td><td>25,000 ALL</td><td>19年次</td><td>45,000 ALL</td> </tr> <tr> <td>6年次</td><td>10,000 ALL</td><td>13年次</td><td>27,000 ALL</td><td>20年次</td><td>50,000 ALL</td> </tr> <tr> <td>7年次</td><td>12,000 ALL</td><td>14年次</td><td>30,000 ALL</td><td></td><td></td> </tr> </table>						1年次	4,000 ALL	8年次	14,000 ALL	15年次	32,000 ALL	2年次	5,000 ALL	9年次	16,000 ALL	16年次	35,000 ALL	3年次	8,000 ALL	10年次	20,000 ALL	17年次	37,000 ALL	4年次	7,000 ALL	11年次	22,000 ALL	18年次	40,000 ALL	5年次	8,000 ALL	12年次	25,000 ALL	19年次	45,000 ALL	6年次	10,000 ALL	13年次	27,000 ALL	20年次	50,000 ALL	7年次	12,000 ALL	14年次	30,000 ALL		
1年次	4,000 ALL	8年次	14,000 ALL	15年次	32,000 ALL																																											
2年次	5,000 ALL	9年次	16,000 ALL	16年次	35,000 ALL																																											
3年次	8,000 ALL	10年次	20,000 ALL	17年次	37,000 ALL																																											
4年次	7,000 ALL	11年次	22,000 ALL	18年次	40,000 ALL																																											
5年次	8,000 ALL	12年次	25,000 ALL	19年次	45,000 ALL																																											
6年次	10,000 ALL	13年次	27,000 ALL	20年次	50,000 ALL																																											
7年次	12,000 ALL	14年次	30,000 ALL																																													
⑭料金減免措置の有無	無。																																															
⑮PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																															

①国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)	
实用新案制度	②最新实用新案法の施行年月日	2008年11月1日施行(2008年産業財産権法第9,947号)
	③地理的効力の範囲	アルバニア国内のみ (産業財産権法第3条(1))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人 (産業財産権法第12条、第13条(1)、第92条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、アルバニアに居住し、大学を卒業しており、5年以上の実務経験があり、特許庁に登録している代理人を選任しなければならない。 (産業財産権法第197条(1))
	⑦出願言語	アルバニア語 (産業財産権法第18条(2)、第92条)
	⑧实用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (産業財産権法第90条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産権法第89条、第7条(4))
	⑩グレースピリオド*	有。情報の開示が次のケースの場合は、公表又は展示日から6月。 (1) 出願人又は前権利者による公表 (2) 出願人等から直接又は間接に知得した第三者による公表 (3) 国際博覧会における展示 (産業財産権法第11条(1)、第92条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 方法 (産業財産権法第88条) (2) 発見、科学的理論及び数学的方法 (3) 美的創作物 (4) 精神的行為、遊戯又は事業活動の計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (5) 情報の提供 (6) 公序良俗に反する発明 (7) 公衆の健康及び生命に害を与える恐れがある発明 (8) 人のクローンの方法 (9) 人の胚の遺伝子を改変する方法、動物の治療方法、等 (10) 工業条又は商業上の目的のために人の胚の利用 (11) 人又は動物に実質的な利益をもたらすことなく、動物に害を与えるおそれのある動物の遺伝子の改変方法 (12) 動植物の品種、及び動植物のを生産するための本質的に生物工学的的方法 (13) 種々の生育段階にある人体、及び配列を含む、人体の要素の発見動植物の (14) 人又は動物の治療方法、及び診断方法等 (15) 軍事目的の原子核変換により得られる物質 (上記(2)以降は産業財産権法第5条(2)、第6条(1)、第92条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件についてのみ審査。 (産業財産権法第92条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後、速やかに公表される。この期間内に特許付与に至れば、特許された明細書も同時に公表される。 (産業財産権法第26条(1)(a)、(3)、第92条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、特許付与公告日から9月以内に異議を申立てることができる。 (産業財産権法第33条、第92条)

①国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)			
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (産業財産権法第73条、第93条)			
⑱実施義務	有。登録から3年又は出願から4年の期間の経過後、実施が不十分のときは、強制実施権設定の対象となる。 (産業財産権法第50条(1)、第92条)			
⑲費用 単位 ALL (アルバニア・レク)	[出願から登録までに掛かる費用]			
	出願料	6,000 ALL(10クレームまで)		
	登録料	500 ALL(10超の各クレームにつき)		
	[実用新案権の維持に掛かる費用]			
	年金			
	1年次	4,000 ALL	6年次	9,000 ALL
	2年次	5,000 ALL	7年次	10,000 ALL
	3年次	6,000 ALL	8年次	12,000 ALL
	4年次	7,000 ALL	9年次	15,000 ALL
	5年次	8,000 ALL	10年次	20,000 ALL
⑳料金減免措置の有無	無。			
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2008年11月1日施行(2008年産業財産権法第9,947号)
	③地理的効力の範囲	アルバニア国内のみ (産業財産権法第3条(1))
	④他国制度との関係	ヘーグ協定加盟国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人 (産業財産権法第114条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、アルバニアに居住し、大学を卒業しており、5年以上の実務経験があり、特許庁に登録している代理人を選任しなければならない。 (産業財産権法第197条(1))
	⑦出願言語	アルバニア語 (産業財産権法第18条(2))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ4回更新できる。(最長25年) (産業財産権法第128条(1)、(2))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産権法第113条(1))
	⑩グレース・ピリオド	有。情報の開示が次のケースの場合は、公表又は開示日から6月。 (1)創作者、承継人又はそれらから知得した第3者による公表 (産業財産権法第113条(3)(b)) (2)創作者又は承継人の意に反した開示 (産業財産権法第113条(4))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1)意匠の定義に合致しない意匠の創作。 (2)新規性又は独自性のない意匠の創作 (3)物品の技術的機能によってのみ定まる意匠の創作 (4)機能上、経常や寸法が特定のものに限られる意匠の創作 (5)公序良俗に反する意匠の創作 (6)抽象的な配色及び技術的図面 (7)国、国際機関等の旗、紋章等を含む意匠の創作 (8)先行意匠権、先行商標権、先行著作権等を侵害する意匠の創作 (9)個人又は故人の容貌、氏名等を表示し、又は模倣した意匠の創作 (産業財産権法第112条(1)~(3)、第115条(1)、第116条(1))
	⑫実体審査の有無	有。 (産業財産権法第125条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	ニース協定にもとづく国際分類を採用している。(ニース協定には未加盟) (産業財産権法第119条(2))
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式審査を通った出願は公告(公開)される。 (産業財産権法第122条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。申請により最長12月、公告を延期することができる。 (産業財産権法第122条(3))
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係者は、公告日から3月以内に異議を申立てることができる。 (産業財産権法第123条(1))
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (産業財産権法第138条(1))

① 国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)	
	㉓ 登録表示義務	無。
	㉔ 費用 単位 ALL (アルバニア・レク)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 4,000 ALL 2,000 ALL(1超の各意匠につき) 登録料 6,000 ALL [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 6,000 ALL 2,000 (1超の各意匠につき)
	㉕ 料金減免措置 の有無	無。

①国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008年11月5日施行(2008年産業財産権法第9,947号)
	③地理的効力の範囲	アルバニア国内のみ (産業財産権法第3条(1))
	④他国制度との関係	マドリッド協定及びマドリッド・プロトコルによる国際登録を解する登録あり。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務(産業財産権法第140条(1))、団体商標(産業財産権法第165条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標 (産業財産権法第148条(2)、(3))
	⑦出願人資格	自然人、法人 (産業財産権法第149条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (産業財産権法第143条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、アルバニアに居住し、大学を卒業しており、5年以上の実務経験があり、特許庁に登録している代理人を選任しなければならない。 (産業財産権法第197条(1))
	⑪出願言語	アルバニア語 (産業財産権法第18条(2)、第92条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (産業財産権法第164条(1)、(2))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 識別性のない標章 (2) 商品又は役務の質、量、目的、産地(提供知)等を表示する要素からなる標章 (3) 日常生活で普通になった名称のみからなる標章 (4) 商品又は役務の性質から定まる経常や線、又は商品又は役務の技術的機能に必須の経常や線からなる標章 (5) 商品に必須の機能を与える形状からなる標章 (6) 商品又は役務の性質や品質等について公衆を誤認させる標章 (7) ぶどう酒や蒸留酒の産地でないのに産地であるかのように表示する標章 (8) アルバニアにおける著名人の氏名、肖像等からなる標章(その者又はその承継人から許可を受けている場合はこの限りでない) (9) 国の名勝、紋章、旗等や、宗教上のシンボルからなる標章 (10) パリ条約第6条の2の規定に沿わない要素を含む標章 (11) 先行する商標に抵触する標章 (12) 先行する商標と同一の標章であって、同一の使用品又は務役に使用する標章 (13) 先行する商標と同一又は類似の標章であって、同一又は類似の商品又は務役に使用する標章 (14) アルバニアにお名声のある先行する商標と同一又は類似の標章、その名声を利用する不正の目的をもって、非類似の商品又は務役に使用する標章 (15) 先行する商号、産業財産権(動植物の品種を含む)、地理的表示、又は著作権を侵害する標章 (16) 権利満了して6月以内の商標と同一又は類似の標章であって、同一又は類似の商品又は務役に使用する標章 (産業財産権法第143条)
	⑮防護標章制度の有無	無。

①国名	Republic of Albania (AL) (アルバニア共和国)	
⑩周知商標制度の有無	有。	(産業財産権法第142条(1)(k))
⑪一出願多区分制度の有無	有。	(産業財産権法第145条(3))
⑫実体審査の有無及び審査事項	有。	(産業財産権法第154条(1))
⑬審査請求制度の有無	無。	
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。	(産業財産権法第150条(2)(b)、(3))
⑮出願公開制度の有無	無。	出願公開制度はないが、出願は方式審査を通ると公告(公開)される。 (産業財産権法第151条)
⑯異議申立制度の有無	有。	何人も、出願の公告日から3月以内に異議を申立てることができる。 (産業財産権法第152条(1))
⑰無効審判制度の有無	無。	無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (産業財産権法第173条(1))
⑱不利用取消制度の有無	有。	5年。継続して5年の不利用は不利用取消の対象となる。 (産業財産権法第159条(2)、第174条(1))
⑲商標分類		国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。(ニース協定加盟国) (産業財産権法第145条(4)(c))
⑳図形要素の分類		(情報が得られませんでした)
㉑譲渡要件	無。	商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (産業財産権法第162条(3))
㉒費用 単位 ALL (アルバニア・レク)		[出願から登録までに掛かる費用] アルバニア・レックス(Leks) 出願料 5,000 ALL 2,500 ALL(1超過の各クラスにつき) 登録料 6,500 ALL [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 8,000 ALL(各クラスにつき) 4,000 ALL(1超過の各クラスにつき)
㉓料金減免措置の有無	無。	